鶴ヶ島市議会基本条例の概要

目的

議会及び議員の活動の活性化と充実のため に必要な議会運営に関する基本的事項を定め て、市民参加を基本とした鶴ヶ島市の持続的 で豊かなまちづくりの実現を目指す。

議会の活動原則

議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行 わなければならない。

- ・公正性及び透明性を確保し、 市民に開かれた議会を目指 すこと。
- ・市民の多様な意見を的確に 把握し、市政に反映させる ための議会運営を行うこと。
- ・市民にとって、分かりやすい言葉を用いた 説明を行うこと。
- ・議会運営に関する申合せ事項は、不断に見 直しを行うこと。
- ・市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行う こと。

議員の活動原則

議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行 わなければならない。

・議員間の自由な討議を行うこと。

をご覧ください

- ・市政の課題について、市民の意見を的確に 把握すること。
- ・市民の福祉の向上を目指して活動すること。
- ・不断の研さんにより、自らの資質を向上さ せること。

市民参加

- ・議会は、本会議のほか、常任委員会及び特 別委員会の会議を原則として公開する。
- ・議会は、市民に対しその有する情報を積極 的に提供し、情報の共有を推 進するとともに、説明責任を

果たすものとする。

議会は、市民に対し議会で行 われた議案に対する審議の経 過、結果その他の議案審議の 内容について報告する議会報

告会を開催する。

・議会は、議員と市民が自由に意見の交換を 行うことのできる場を設置し、市民の多様 な意見を把握するとともに、市民参加の推 進に努めるものとする。

これらのほか、会派、議員研修、議会の広 報、政務調査費、議員の行動規範、議会事務 局の体制整備、条例の見直しなどを定めてい ます。

請願者が自ら説明できるよう 民活動推進センター、 定めてほしい。 あるいは夜間の開催を切望 市役所情報公開コーナー、 配付場所(市のホームページ) から25日(日)まで みなさまからご意見を募集し ・政務調査費は、 **怠見募集期間** その概要をお知らせします。 至議員の出席のもとに開催す 、きである。 一分割支給にすべきである。 市議会の土曜、 市民に対する議会報告会は、 するご意見をありが議会基本条例案に対 結果をまとめましたので 議会基本条例案に対して とうございました ご意見の概要 議会基本条例案の閲覧 中央図書館 議会基本条例案の公表・ 議員個人と会派への 請願に際して陳情者 1月5日(月 日曜、 会派 祝日